

# 基準点表

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

## ●別表第1

番号	工事の内容	基準点
1-1	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2	住宅の屋根の重量を軽減する工事(例:瓦屋根の軽量化、軽い屋根材へ更新など)	10点/箇所
1-3	住宅の2階以上の部分を除却する工事	10点/箇所
1-4	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所
1-5	柱を補強する工事又は柱を増設する工事	10点/箇所
1-6	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-7	柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所
1-8	防災ベッドを設置する工事	10点/箇所

※別表第1は、耐震改修工事と併せて施工する場合は適用できません。

## ●別表第2

番号	工事の内容	基準点
2-1	高効率給湯器を設置する工事(例:エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール、エネファームなど)	10点/基
2-2	再生可能エネルギー(太陽光や太陽熱、地熱等)利用機器を設置する工事(例:太陽光発電設備など)	10点/基
2-3	バイオマス燃焼機器(ペレットや薪を使用するボイラーやストーブ)を設置する工事	10点/基
2-4	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラスを設置する工事(風除室の設置を含む)	5点/箇所
2-5	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-6	住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器(LED照明機器、人感センサーライト)を設置する工事	4点/箇所
2-7	住宅の既存部分の外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事又は漆喰塗壁や土塗壁などの伝統的工法で断熱性が高い工法による工事	1点/㎡
2-8	住宅内に電気設備工事を伴う県産有機ELパネルを用いて製造した県産有機EL照明機器を設置する工事	10点/箇所

## ●別表第3

番号	工事の内容	基準点
3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/㎡
3-2	住宅の階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良により階段の勾配を緩和する工事	10点/箇所
3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備をする工事 (4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事	10点/㎡ 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/㎡ 10点/箇所 10点/箇所
3-5	便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが、150cm以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが、150cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 4点/箇所
3-6	便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) (1)浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2)浴室以外の部分の段差を解消するもの	10点/㎡ 5点/㎡又は2点/箇所
3-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
3-8	便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/㎡
3-9	エレベーターや階段用昇降装置の設置工事	10点/箇所

●別表第4 注意:平成26年度から別表第4の基準点が変わりました。

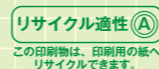
番号	工事の内容	基準点
4	住宅に県産木材の合板又は県産木材(「やまがた県産材集成材」を含む)を使用した工事	2.5点/0.1㎡ (0.1㎡未満は切り捨て)

## ●別表第5

番号	工事の内容	基準点
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事 (2)雪止めを設置又は取り替える工事 (3)固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	2.5点/箇所 5m未満は5点/箇所、5m以上は10点/箇所 1階分につき5点
5-2	住宅の屋根に融雪設備を設置する工事	10点/箇所
5-3	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)屋根の勾配を大きくする工事 (2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3)屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
5-4	住宅と同一敷地内に融雪設備を設置する工事(例:散水消雪、無散水消雪、ロードヒーティング、融雪槽など(いずれも固定式に限る))	10点/箇所

このパンフレットに関するお問い合わせ先は

山形県 県土整備部 建築住宅課 企画担当 TEL:023-630-2645



平成26年度

# 山形県住宅リフォーム 総合支援事業

ご案内



【支援のメニュー】

補助金

融資

お申し込み先

お住まいの市町村

県内の各金融機関

※補助金と融資の併用はできません。  
※補助金、融資それぞれ予算に達した場合は終了いたします。

### ■ご利用の条件

- 自ら所有し、自ら居住する住宅であること
- 山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること

(※市町村によって、当該市町村内の業者に限定するなどの要件が付されている場合があります。詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。)

# 補助金

※県の補助金はお住まいの市町村を経由して支払われます。

補助金と融資の併用はできません。

# 融資

耐震改修工事向けとその他のリフォーム工事向けの補助金は併せてご利用いただけます。(それぞれの要件を満足することが必要です。)

※低金利で利用できるリフォーム工事向けの住宅ローンです。

## 補助金 (耐震改修工事向け)

**対象工事** 住宅の耐震診断を行い、その診断結果に基づいて、一定水準以上の耐震性を確保する工事 (※予め耐震診断を受ける必要があります)

● **補助金の額** ※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

耐震改修工事に要する費用の**25%**  
(ただし**40万円**を上限とします)

◆ **補助金の計算例** (耐震改修工事費用が160万円の場合)

補助金額 = (耐震改修工事費用) 160万円 × (補助率) 25% = 40万円



筋かいや耐震壁などを設置する耐震改修工事費

## 補助金 (その他のリフォーム工事向け)

**対象工事 (要件工事)** ①部分補強 ②省エネ化 ③バリアフリー化 ④一定量以上の県産木材使用 ⑤克雪化  
のいずれかの内容を一つ以上含む工事で、かつ県の定める基準点が10点 (工事費が50万円未満の場合は5点) 以上となる工事

※基準点の計算方法は、裏面の「基準点表」をご覧ください。  
(※その他のリフォーム工事向けの補助金と融資の対象工事は共通です)

● **補助金の額** ※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

リフォーム工事に要する費用の**10%**  
(ただし**20万円**を上限とします)

**ポイント**

★ 平成26年度の支援拡充 ★

(3㎡以上の県産木材を使用した場合、上限額を**30万円**に引上げ)

◆ **補助金の計算例** (総リフォーム工事費が100万円の場合)

補助金額 = (総リフォーム工事費用) 100万円 × (補助率) 10% = 10万円

5つの要件工事のうちいずれか一つ以上を含むと、

+

要件工事以外のリフォーム工事も含めて補助金の対象になります。

## 要件工事となるリフォーム工事

総額が補助対象

## 要件工事以外のリフォーム工事

### ①部分補強



筋交いなどを設置



接合金物による補強

### ②省エネ化

二重サッシに交換



太陽光発電設備の設置



高効率給湯器に更新



外壁の改修、塗装



屋根の改修、塗装



システムキッチン交換

ふすまの交換

畳替え

### ③バリアフリー化



手すりの設置



和式から洋式トイレへ

### ④県産木材使用



増築部分に県産木材を使用

県産材合板の使用

### ⑤克雪化



命綱を固定する金具の設置

融雪屋根設備

そのほか

- ・住宅用車庫や物置の増改築、修繕
- ・雪止め、雨どい、軒先の修繕
- ・エアコン設備
- ・蓄熱暖房機器
- ・門柱、塀、フェンスの修繕
- など様々ですが**工事を伴うもの**が対象となります

## 融資の内容

- ① 融 資 額 … 100万円以上500万円以内
- ② 利 率 … 固定金利 年2.5%  
(保証会社の保証料、団体信用生命保険料を含みます。)
- ③ 返済期間 … 10年以内
- ④ 担 保 … 無担保 (保証会社が債務を保証します)
- ⑤ 保 証 人 … 原則不要  
(借入条件により保証人が必要となる場合があります。)
- ⑥ 返済方法 … 契約先の金融機関の取り扱いによります。

## 手続きの仕方

申込期間 **平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日**  
※ただし、融資枠に達した場合には終了いたします。

### 融資申込み時

- ① 融資申込書
- ② 工事予定箇所の写真
- ③ その他金融機関が必要とする書類 (住民票、収入証明書等)

### 工事完成後

- ① 工事完成箇所の写真
- ② 一定量以上の県産木材使用の工事を行う場合には「やまがた県産木材利用センター」が発行する「やまがたの木」認証制度の販売管理票の写し等

## 融資のお申し込み先

下記の金融機関のお近くの営業店へどうぞ

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

補助金や低利融資などの支援制度は、山形県住宅情報総合サイト『タテッカーナ』のホームページでご確認いただけます。市町村ごとに住宅支援制度を検索することもできます。



詳しくは <http://tatekkana.pref.yamagata.jp/> にアクセス

▶ または  で